平成２３年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市郡山町2210番地２　第８松山ビル307号
債務者　松下　浩二
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
鹿児島県鹿児島市光山１丁目16番23号　サンメゾン201号
債務者　本川　幸久
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目15番11号　プチメゾン荒田301号
債務者　榎屋　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１７号
鹿児島県鹿児島市上之園町16番地１　神田橋ビル302号
債務者　篠原　則子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３１９号
鹿児島県鹿児島市中山１丁目13番32号
債務者　伊地知範子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２０号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目42番11―43号
債務者　北野　大祐
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
鹿児島県鹿児島市紫原２丁目42番11―43号
債務者　北野　麻美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２５号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯３丁目18番５号
債務者　西山麻紗美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第６５号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町22番16号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬長浜町29番１号
債務者　無田洋一郎
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５８号
岩手県北上市藤沢21地割198番地10、前住所宮城県角田市尾山字香取原８番地７
債務者　丹野　峯雄
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５９号
岩手県花巻市星が丘１丁目33番12号　銀河ハウスＦ
債務者　君崎　賢哉
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第５０号
宮城県石巻市鹿妻南１丁目７番２―53号
債務者　佐々木弘美
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第３４号
山形県最上郡最上町大字志茂336番地の１
債務者　齊藤千代子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第１０９号
茨城県守谷市薬師台３丁目18番地12　コーポ桂Ｂ101
債務者　松本　昌一
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
茨城県取手市駒場２丁目11番２―205号
債務者　大和田芳子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
茨城県取手市本郷１丁目１番10号
債務者　大谷　仁美
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２３年（フ）第１２７号
茨城県牛久市中央２丁目25番地２牛久フラッツ104
債務者　森　真貴子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係